特定化学物質 一覧 2017/4/1

	名称	種別	管理濃度	主な有害性	類型 <sup>*2</sup>	特別管理*1
1	ジクロルベンジジン及びその塩		_	膀胱がん	_	0
2	アルファ-ナフチルアミン及びその塩	]	_	発がん性有、泌尿器系障害	_	0
3	塩素化ビフェニル(別名PCB)			皮膚障害、肝臓障害	_	
4	オルト-トリジン及びその塩	第1類 _ 物質 _		発がん性有、泌尿器系障害	_	0
5	ジアニシジン及びその塩			発がん性有、泌尿器系障害	_	0
6 7	ベリリウム及びその化合物 ベンゾトリクロリド		Beとして 0.001 mg/m <sup>3</sup>		_	0
		1	0.05 mag	皮膚刺激性、白血病症状等	_	0
8	1~6までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、又は7に掲げるものをその重量の0.5%を超えて含有する 製剤その他の物(合金にあっては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。)	<u> </u>				
	アクリルアミド			皮膚障害、神経障害	特定第2類	
	アクリロニトリル			神経系、皮膚障害等	特定第2類	
3 3の2	アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る) インジウム化合物			中枢神経系の障害、皮膚障害 発がん性のおそれ、間質性肺炎等	管理第2類	0
	エチルベンゼン			発がん性のおそれ、肝機能障害等	特別有機溶媒等	0
4	エチレンイミン			皮膚障害、呼吸器障害等	特定第2類	0
5	エチレンオキシド			発がん性、眼・皮膚障害等	特定第2類	0
6	塩化ビニル			麻酔、肝がん等	特定第2類	0
7	塩素		0.5 ppm	呼吸困難、皮膚炎症	特定第2類	
8	オーラミン		_	膀胱がん	オーラミン等	0
	オルト・トルイジン	<sub>1</sub>	_	膀胱がん、眼刺激	特定第2類	0
9	オルト-フタロジニトリル			頭痛、嘔吐、けいれん発作	管理第2類	
	カドミウム及びその化合物	-	Cdとして 0.05 mg/m <sup>3</sup>		管理第2類	
-	クロム酸及びその塩 クロロホルム		Crとして 0.05 mg/m <sup>3</sup>		管理第2類 特別有機溶媒等	0
	クロロメチルメチルエーテル			麻酔性、肝・腎障害等、発がん性 肺気腫、肺がん(疑)等	特定第2類	0
	」 五酸化バナジウム		 Vとして 0.03 mg/m <sup>3</sup>		管理第2類	
	コバルト及びその無機化合物		0	発がん性のおそれ、呼吸器障害等	管理第2類	0
	コールタール	1	ベンゼン可溶性成分として <b>0.2</b> mg/m <sup>3</sup>		管理第2類	0
15	酸化プロピレン	, F		眼、上気道、皮膚障害等	特定第2類	0
16	シアン化カリウム		CNとして3 mg/m <sup>3</sup>	中枢神経麻痺	管理第2類	
17	シアン化水素	第2類 物質		綻皮吸入、猛毒	特定第2類	
	シアン化ナトリウム		CNとして3 mg/m <sup>3</sup>		管理第2類	
-	四塩化炭素			肝・腎障害、消化器障害等、発がん性	特別有機溶媒等	0
	1,4-ジオキサン			中枢神経障害、肝・腎障害、発がん性	特別有機溶媒等	
	1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン) 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン			呼吸器障害、皮膚障害等、発がん性 血尿、肝臓がん(動物)	特別有機溶媒等 特定第2類	0
	3,3 - シクロロー4,4 - シアミノシノエニルスタフ 1,2 - ジクロロプロパン			胆管がん	特別有機溶媒等	0
	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)			麻酔性、発がん性のおそれ	特別有機溶媒等	0
	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)			発がん性、呼吸困難等	特定第2類	0
	1,1-ジメチルヒドラジン			眼、上気道刺激症状、肝障害	特定第2類	0
20	臭化メチル			神経障害、経皮吸収等	特定第2類	
21	重クロム酸及びその塩		Crとして 0.05 mg/m <sup>3</sup>	鼻中隔穿孔、肺がん等	管理第2類	0
22	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)		Hgとして 0.025 mg/m <sup>3</sup>	中枢神経系障害、腎障害	管理第2類	
	スチレン			皮膚障害、多発性神経炎、発がん性	特別有機溶媒等	0
	1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)			麻酔性、肝・腎障害等、発がん性	特別有機溶媒等	0
	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	-		麻酔性、皮膚・肝・腎障害等、発がん性	特別有機溶媒等	0
	トリクロロエチレン			皮膚炎、貧血、肝障害等、発がん性	特別有機溶媒等	0
	トリレンジイソシアネート ナフタレン	1		呼吸器障害、眼・視力障害等 溶血性貧血、発がん性	特定第2類 特定第2類	0
	フラッレフ ニッケル化合物(24に揚げる物を除き、粉状の物に限る)		Niとして 0.1 mg/m <sup>3</sup>		管理第2類	0
24	ニッケルカルボニル			中枢神経障害、呼吸器障害	特定第2類	0
25	ニトログリコール			中枢、末梢神経障害、血管等障害	管理第2類	-
	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン			泌尿器系障害、発がん性のおそれ	特定第2類	0
27	パラ-ニトロクロルベンゼン		0.6 mg/m <sup>3</sup>	中枢神経障害、血管等障害	特定第2類	
	砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く)		Asとして 0.003 mg/m <sup>3</sup>		管理第2類	0
	弗化水素			呼吸器障害、眼障害、皮膚障害等	特定第2類	
	ベータ-プロピオラクトン			呼吸器障害、皮膚障害	特定第2類	0
	ペン/			中枢、末梢神経障害、造血系障害	特定第2類	0
	ペンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	-		呼吸器障害、消化器障害等	管理第2類	
3102	ホルムアルデヒド マゼンタ	-	0.1 ppm —	呼吸器障害等、発がん性 泌尿器系障害	特定第2類 オーラミン等	0
33	マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く)	1	Mntloan mar/m3		で理第2類	
	メチルイソブチルケトン	1		皮膚障害、麻酔性、発がん性	特別有機溶媒等	0
	沃化メチル	1		中枢神経障害、皮膚障害	特定第2類	
	リフラクトリーセラミックファイバー	1		皮膚炎、発がん性、呼吸器へ影響	管理第2類	0
	硫化水素			呼吸器障害、中枢神経障害等	特定第2類	
36	硫酸ジメチル		0.1 ppm	呼吸器障害、眼、皮膚障害	特定第2類	
37	1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(14, 16, 18, 27, 28 号については5%、それ以外については1%を超えるものが該当。)					
1	アンモニア		_	肺水腫、皮膚等に対する強い刺激、腐食性		
2	一酸化炭素	]	_	血中へモグロビン結合による酸素欠乏		
	塩化水素	]	_	眼•皮膚炎、肺水腫		
4	硝酸	第3類 _ 物質	_	激しい薬傷、歯牙酸食、肺水腫		
5	二酸化硫黄		_	歯牙酸食・気管支炎、胃腸障害等		
6	フェノール	1	_	薬傷、不眠症、肺水腫等		
-	ホスゲン	_	_	猛毒、呼吸中枢の刺激で肺胞まで侵す		
	硫酸		_	歯牙酸食、肺炎、肺水腫等		1
9	1から8までに掲げるものを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(6号については5%、それ					

## \*1 特定化学物質とは

第1類物質と第2類物質のうち、がん原性物質またはその疑いのある物質であり、これらを取り扱う場合は、名称、注意事項などの掲示や健康診断の受診、一月ごとの作業記録などが求められる。

第2類物質のうち、特に漏えいに留意すべき物質を「特定第2類物質」、発がん性のおそれが指摘されるもので有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあるものを 「特別有機溶剤等」、尿路系器官にがん等の腫瘍を発生するおそれのある物質を「オーラミン等」、それ以外を「管理第2類物質」と区別している。

<sup>\*2</sup> 特定第2類、管理第2類、特別有機溶剤等、オーラミン等の区分について